

貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導 内容の公表

弊社では、「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」により貸切バス運転者への初任教育を次のとおり実施しております。

【訓練対象者】

1. 新たに入社した運転者
2. 入社後、大型二種免許を取得した運転者

【研修期間】

1. 運転士として選任する前までに 30 時間以上実施します。

【教育担当者】

1. 安全統括管理者が推薦する運行管理者、各営業所所長が推薦する乗務員

【教習車両・車種区分】

1. マイクロバス、中型バス、大型路線バス、観光仕様大型バス

※従事する業務による

【初任運転者実技訓練教育の概要】

- 1.初任運転者に対して最低 20 時間以上の実技訓練を実施し、初任運転者の技量を確保。
- 2.ドライブレコーダーで記録された映像を活用し、指導監督を実施

【実技訓練】

- 1.初任運転者本人が運転し、指導者が添乗して指導
- 2.営業所周辺ルートから運転をはじめ、指導者が適正状況に応じてルートを選択し、
市街地、坂道、高速道路等の走行を実施
- 3.実際に運転する経路を走行
企業送迎やスクール送迎の基本ルート、回送ルート走行を実施

【実技のポイント】

- 1.車両の構造や特性に合わせた運転操作
- 2.道路、路面の状態、交通状況に応じた運転操作
安全な距離の維持、狭路、狭路での離合、合流地点、急勾配対応、ブレーキ操作、
- 3.危険の予測及び回避の方法
危険となる箇所への注意意識、回避するための事前準備操作
- 4.バス運転者のマナー
乗降扱い、駐車方法、譲り合い等

【初任運転者座学教育の概要】

座学教習については運行管理者が実施します。

- 1.初任運転者に対して最低 10 時間以上の座学を実施し、事業用自動車の運転士としての遵守すべき事故を学ぶ
- 2.ドライブレコーダーで記録された映像を活用し、客観的に癖や危険個所を確認しながら運転是正

【座学指導内容】

- 1.事業用自動車を運転する場合の心構え
- 2.事業用自動車の運行の安全旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- 3.事業用自動車の構造上の特性
- 4.乗車中の旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- 5.旅客が乗降する時の安全の確保するために留意すべき事項
- 6.運行路線・経路における道路および交通の状況
- 7.危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- 8.運転者の適正に応じた安全運転
- 9.交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法
- 10.健康管理の重要性
- 11.安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- 12.ドライブレコーダー映像を用いた指導